

正

# 健康保険 被保険者資格取得届

常務理事	事務局長	部長	課長	課長補佐	担当者

令和 年 月 日 提出

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。

提出者記入欄	事業所所在地	〒 -
	事業所名称	
	事業主氏名	
	電話番号	

健康保険の記号

社会保険労務士記載欄
氏名等

被保険者1	① 被保険者等番号	② (フリガナ) 氏名 (氏) (名)	③ 生年月日 5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日	④ 性別 1.男 2.女
	⑤ 取得区分 ① 健保・厚年 3.共済出向 4.船保任継	⑥ 個人番号	⑦ 取得(該当)年月日 9.令和 年 月 日	⑧ 被扶養者 0.無 1.有
	⑨ 報酬月額 ⑦(通貨) 円 ⑧(合計⑦+①) 円 ⑩ 標準報酬月額	⑪ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の取得 2. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 3. 退職後の継続再雇用者の取得 4. その他( )	
	⑫ 住民票住所	住所が空欄の場合は該当する項目を○で囲んでください。 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他( )		⑬ 資格確認書発行要否 <input type="checkbox"/> 発行が必要

被保険者2	① 被保険者等番号	② (フリガナ) 氏名 (氏) (名)	③ 生年月日 5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日	④ 性別 1.男 2.女
	⑤ 取得区分 ① 健保・厚年 3.共済出向 4.船保任継	⑥ 個人番号	⑦ 取得(該当)年月日 9.令和 年 月 日	⑧ 被扶養者 0.無 1.有
	⑨ 報酬月額 ⑦(通貨) 円 ⑧(合計⑦+①) 円 ⑩ 標準報酬月額	⑪ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の取得 2. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 3. 退職後の継続再雇用者の取得 4. その他( )	
	⑫ 住民票住所	住所が空欄の場合は該当する項目を○で囲んでください。 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他( )		⑬ 資格確認書発行要否 <input type="checkbox"/> 発行が必要

被保険者3	① 被保険者等番号	② (フリガナ) 氏名 (氏) (名)	③ 生年月日 5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日	④ 性別 1.男 2.女
	⑤ 取得区分 ① 健保・厚年 3.共済出向 4.船保任継	⑥ 個人番号	⑦ 取得(該当)年月日 9.令和 年 月 日	⑧ 被扶養者 0.無 1.有
	⑨ 報酬月額 ⑦(通貨) 円 ⑧(合計⑦+①) 円 ⑩ 標準報酬月額	⑪ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の取得 2. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 3. 退職後の継続再雇用者の取得 4. その他( )	
	⑫ 住民票住所	住所が空欄の場合は該当する項目を○で囲んでください。 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他( )		⑬ 資格確認書発行要否 <input type="checkbox"/> 発行が必要

被保険者4	① 被保険者等番号	② (フリガナ) 氏名 (氏) (名)	③ 生年月日 5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日	④ 性別 1.男 2.女
	⑤ 取得区分 ① 健保・厚年 3.共済出向 4.船保任継	⑥ 個人番号	⑦ 取得(該当)年月日 9.令和 年 月 日	⑧ 被扶養者 0.無 1.有
	⑨ 報酬月額 ⑦(通貨) 円 ⑧(合計⑦+①) 円 ⑩ 標準報酬月額	⑪ 備考	該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の取得 2. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 3. 退職後の継続再雇用者の取得 4. その他( )	
	⑫ 住民票住所	住所が空欄の場合は該当する項目を○で囲んでください。 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他( )		⑬ 資格確認書発行要否 <input type="checkbox"/> 発行が必要

東京金属事業健康保険組合 受付印

副

# 健康保険 資格取得確認および標準報酬決定通知書

令和 年 月 日 提出

届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。

提出者記入欄	事業所所在地	〒 -
	事業所名称	
	事業主氏名	
	電話番号	

健康保険の記号
---------

社会保険労務士記載欄
氏名等

被保険者1	① 被保険者等番号	② (フリガナ) 氏名 (氏) (名)	③ 生年月日 5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日	④ 性別 1. 男 2. 女
	⑤ 取得区分 ① 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号	⑦ 取得(該当)年月日 9.令和 年 月 日	⑧ 被扶養者 0. 無 1. 有
	⑨ 報酬月額 ⑦(通貨) 円 ⑧(合計⑦+①) 円 ⑩ 標準報酬月額 千円	⑪ 備考 該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の取得 2. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 3. 退職後の継続再雇用者の取得 4. その他( )		
	⑫ 住民票住所	住所が空欄の場合は該当する項目を○で囲んでください。 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他( )		⑬ 資格確認書 発行要否 <input type="checkbox"/> 発行が必要

被保険者2	① 被保険者等番号	② (フリガナ) 氏名 (氏) (名)	③ 生年月日 5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日	④ 性別 1. 男 2. 女
	⑤ 取得区分 ① 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号	⑦ 取得(該当)年月日 9.令和 年 月 日	⑧ 被扶養者 0. 無 1. 有
	⑨ 報酬月額 ⑦(通貨) 円 ⑧(合計⑦+①) 円 ⑩ 標準報酬月額 千円	⑪ 備考 該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の取得 2. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 3. 退職後の継続再雇用者の取得 4. その他( )		
	⑫ 住民票住所	住所が空欄の場合は該当する項目を○で囲んでください。 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他( )		⑬ 資格確認書 発行要否 <input type="checkbox"/> 発行が必要

被保険者3	① 被保険者等番号	② (フリガナ) 氏名 (氏) (名)	③ 生年月日 5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日	④ 性別 1. 男 2. 女
	⑤ 取得区分 ① 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号	⑦ 取得(該当)年月日 9.令和 年 月 日	⑧ 被扶養者 0. 無 1. 有
	⑨ 報酬月額 ⑦(通貨) 円 ⑧(合計⑦+①) 円 ⑩ 標準報酬月額 千円	⑪ 備考 該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の取得 2. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 3. 退職後の継続再雇用者の取得 4. その他( )		
	⑫ 住民票住所	住所が空欄の場合は該当する項目を○で囲んでください。 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他( )		⑬ 資格確認書 発行要否 <input type="checkbox"/> 発行が必要

被保険者4	① 被保険者等番号	② (フリガナ) 氏名 (氏) (名)	③ 生年月日 5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日	④ 性別 1. 男 2. 女
	⑤ 取得区分 ① 健保・厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号	⑦ 取得(該当)年月日 9.令和 年 月 日	⑧ 被扶養者 0. 無 1. 有
	⑨ 報酬月額 ⑦(通貨) 円 ⑧(合計⑦+①) 円 ⑩ 標準報酬月額 千円	⑪ 備考 該当する項目を○で囲んでください。 1. 二以上事業所勤務者の取得 2. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 3. 退職後の継続再雇用者の取得 4. その他( )		
	⑫ 住民票住所	住所が空欄の場合は該当する項目を○で囲んでください。 1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他( )		⑬ 資格確認書 発行要否 <input type="checkbox"/> 発行が必要

提出された被保険者取得届にもとづき、うえのとおり資格取得の確認および標準報酬の決定がなされたので通知します。

この書類の保険料は 月分 で計算いたします

令和 年 月 日

東京金属事業健康保険組合理事長

この通知書を受け取りましたら、すみやかに確認された資格取得年月日および決定された標準報酬月額をそれぞれの被保険者に通知してください。通知書は完結となった日から起算して2年間は、事業主が保存してください。

この通知書でわからないことがあるときは当組合へお尋ねください。この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会（厚生労働省内）に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内（再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内）に、健康保険組合を被告として提起することができます。（ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。）

なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。